

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村（平成 24 年度）	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧（平成 24 年度）	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要	(5)
表 7	大気汚染防止法、電気事業法及びガス事業法に基づく種類別、 区域別ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 9	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ガソリン・LPG車〕	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 〔ディーゼル車〕	(9)
図 3	粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染常時監視					
物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO _x)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (O ₃)
環境基準	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm 以下であり、か つ、1 時間値が 0.1ppm 以下であ ること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm まで のゾーン内又は それ以下である こと。	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、か つ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であ ること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10 mg /m ³ 以下であり、 かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下 であること。	1 時 間 値 が 0.06ppm 以下で あること。
	(昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示)	(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示)	(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)	(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)	(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)
評価方法	年間における 1 日平均値である測 定値につき、測定 値の高い方から 2 % の範囲内にあ るものを除外した 値が 0.04ppm 以 下であること。 ただし、1 日平 均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以 上連続しないこ と。	年間における 1 日平均値のうち、 低い方から 98% に 相当する値が 0.06ppm 以下であ ること。	年間における 1 日平均値である測 定値につき、測定 値の高い方から 2 % の範囲内にあ るものを除外した 値が 10ppm 以下で あること。 ただし、1 日平 均値が 10ppm を超 えた日が 2 日以上 連続しないこと。	年間における 1 日平均値である測 定値につき、測定 値の高い方から 2 % の範囲内にあ るものを除外した 値が 0.10 mg/m ³ 以下であること。 ただし、1 日平 均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日 以上連続しないこ と。	年間を通じて、 1 時 間 値 が 0.06ppm 以下であ ること。
	(注) 光化学オキシダントは、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。				

表 2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視			
測 定 項 目	測 定 方 法		
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法		
窒素酸化物 (NO+NO _x) 〔 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化窒素 (NO) 〕	オゾンを用いる化学発光法		
一酸化炭素 (CO)	非分散形赤外分析計法		
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法		
光化学オキシダント (O ₃)	紫外線吸収法		
微小粒子状物質 (PM ₁₀)	ベータ線吸収法、TEOM(フィルター振動法)		
炭化水素 (HC) 〔 非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄) 〕	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマト グラフ法		
2 有害大気汚染物質			
測 定 項 目	測 定 方 法		
アクリロニトリル 塩化ビニルモノマー クロホルム 1, 2-ジクロロエタン ジクロロメタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1, 3-ブタジエン ベンゼン 酸化エチレン トルエン	ガスクロマトグラフ質量分析法		
アセトアルデヒド ホルムアルデヒド ベンゾ[a]ピレン		高速液体クロマトグラフ法	
ニッケル化合物 クロム及びその化合物 ベリリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物 ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法		
水銀及びその化合物	水素化合物発生原子吸光法、水素化合物発生誘導結合プラズマ発光分 析法又は誘電結合プラズマ質量分析法		
	冷原子吸光法		
3 ダイオキシン類			
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法		

(資料) 環境部調べ

3 ダイオキシン類

物質名 項目		ダイオキシン類	
環境基準	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示)		
評価方法	同一地点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。		

(資料) 環境部調べ

2 有害大気汚染物質

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であ ること。 (平成 9 年 2 月 4 日環 境庁告示)	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下である こと。 (平成 9 年 2 月 4 日環 境庁告示)	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下である こと。 (平成 9 年 2 月 4 日環 境庁告示)	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であ ること。 (平成 13 年 4 月 20 日環 境庁告示)
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

物質名 項目	微小粒子状物質 (PM ₁₀)
環境基準	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。 (平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示)
評価方法	年間の 1 日平均値の年間平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、年間の 1 日平均値の低いほうから 98% に相当する値が 35µg/m ³ 以下であること。

表 3 大気汚染測定局が設置されている市町村（平成 24 年度）

区 域	市 町 村 名	測 定 局 数		
		一般環境 大気測定局	自動車排出 ガス測定局	合 計
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、飛島村	1 4	8	2 2
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、 田原市（旧田原町地域）	1 0	2	1 2
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、 稲沢市、岩倉市、清須市、弥富市、 あま市、豊山町、蟹江町	1 0	5	1 5
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市、小牧市、 知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、 長久手市、東郷町	1 2	3	1 5
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、 大府市、高浜市、阿久比町、東浦町、 武豊町	9	1	1 0
その他区域	岡崎市、安城市、西尾市、新城市、 田原市（旧田原町を除く）、美浜町、 幸田町	8	4	1 2
計	4 4 市町村（3 5 市 8 町 1 村）	6 3	2 3	8 6

（注）1 平成 25 年 3 月末現在
2 測定局は、県及び大気汚染防止法上の政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市）が設置したものが対象である。
3 区域区分は、大気汚染防止法施行令別表第 3 の区域区分による。
（資料）環境部調べ

表 4 測定局及び測定項目一覧

〔一般環境大気測定局〕

区 番 号	測 定 局 所	在 地	測 定 項 目						備 考		
			二 室 酸 化 硫 黄	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ゲ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速	
1	国設名古屋大気環境測定所	千種区鹿子殿 21-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	愛知工業高校	北区福德町字広瀬島 350-4	○	○	○	●	○	○	○	○	
3	中村保健所	中村区名楽町四丁目 7-18	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	滝川小学校	昭和区滝川町 131	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	八幡中学校	中川区元中野町二丁目 11	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	名古屋 富田支所	〃 春田三丁目 215	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	名古屋 惟信高校	港区惟信町二丁目 262	○	○	○	●	○	○	○	○	
8	名古屋 白水小学校	南区松下町二丁目 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	名古屋 守山保健所	守山区小幡一丁目 3-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	名古屋 大高北小学校	緑区大高町字町屋川 1	○	○	○	●	○	○	○	○	
11	名古屋 天白保健所	天白区島田二丁目 201	○	○	○	○	○	○	○	○	
名古屋市区域	名古屋 市 管 理 測 定 局 小 計		3	10	0	10	10	4 (7)	1	10	
	(名 古 屋 市 内 計)		4	11	1	11	11	5 (8)	2	11	
	東海市名和町 東海市横須賀小学校 知多市新舞子保育園	東海市名和町南之山 10-4 〃 高機須賀町大塚 36 知多市大草字北ノ田 81	○	○	○	○	○	○	○	○	
		名古屋 区 域 計		5	14	1	14	14	6 (9)	3	14

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考	
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
東 三 河 区 域	15	大 崎	豊橋市大崎町字柿ノ木 16	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16	豊 橋 市	石 卷 町 字 西 浦 16	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	市 管 理	大 岩 町 字 東 郷 内 111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18	測 定	野 依 町 字 上 ノ 山 33-4	○	○	○	○	○	○	○	○	
	19	局	吾 妻 町 84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	20	富 本	富 本 町 字 国 隠 20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊 橋 市 管 理 測 定 局 小 計		3	6	0	6	5	3	1	6	
	21	豊 川 市 役 所	豊 川 市 金 屋 西 町 三 丁 目 11	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22	豊 川 市 御 津 南 部 小 学 校	御 津 町 御 馬 字 加 美 15	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	蒲 郡 市 御 幸 町	蒲 郡 市 御 幸 町 3350	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	田 原 市 給 食 セ ン タ ー	田 原 市 加 治 町 石 井 戸 66-5	○	○	○	○	○	○	○	○		
		東 三 河 区 域 小 計	4	10	0	10	9	4	2	10		
尾 張 区 域	25	一 宮 市 松 降 通	一 宮 市 松 降 通 七 丁 目 27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	26	一 宮 市 八 信 中 島	小 信 中 島 字 川 南 12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27	一 宮 市 木 曽 川 消 防 署	木 曽 川 消 防 署 北 宿 二 切 247-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28	津 島 市 埋 田 町	津 島 市 埋 田 町 二 丁 目 123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	29	大 山 消 防 署	大 山 市 大 字 五 郎 丸 字 下 前 田 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30	江 南 市 古 知 野 町	江 南 市 古 知 野 町 花 霞 74	○	○	○	○	○	○	○	○	
	31	岩 倉 市 中 本 町	岩 倉 市 中 本 町 字 出 口 白 山 1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32	弥 富 市 役 所	弥 富 市 前 須 町 南 本 田 379-1、379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	
	33	豊 山 町 豊 場	豊 山 町 大 字 豊 場 字 城 屋 敷 117	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34	あ ま 市 伊 福 小 学 校	あ ま 市 七 宝 町 伊 福 河 原 28	○	○	○	○	○	○	○	○	
		尾 張 区 域 小 計	3	10	0	10	10	1	1	9		

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考		
				二 酸 化 硫 黄	一 窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 学 カシタノト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速	
内 陸 区 域	35	豊田市北部	豊田市加納町西股 75	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	36	豊田市中東部	〃 宝来町四丁目 758-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	37	豊田市中中部	〃 三軒町六丁目 23-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	38	豊田市南部	〃 竹元町南細畔 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		豊田市管理測定局	豊田市管理測定局小計	4	4	1	4	4	4	3	4		
	39	春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目 1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	40	小牧高校	小牧市小牧一丁目 321	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	41	知立市役所	知立市広見三丁目 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
城 区 域	42	尾張旭市東大道町	尾張旭市東大道町山の内 2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	43	豊明中学校	豊明市二村台二丁目 25-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	44	日進市五色園	日進市五色園二丁目 2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	45	東郷町泰木	東郷町泰木字申下 1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	46	長久手中学校	長久手市岩作権代 30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				7	12	1	12	4	3	12			
衣 浦 区 域	47	半田市東洋町	半田市東洋町一丁目 3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	48	碧南市川口町	碧南市川口町一丁目 169	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	49	刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目 409	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	50	常滑市保健センター	常滑市新開町五丁目 62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	51	大府小学校	大府市桃山町五丁目 44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	52	高浜小学校	高浜市青木町六丁目 1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	53	阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ノ峰 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	54	東浦町役場	東浦町大字緒川字政所 20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	武豊町役場	武豊町字長尾山 19	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			2	9	0	9	9	1	2	9			

[自動車排出ガス測定局]

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目							備 考	
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 炭 素	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ デ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素		風 向 ・ 風 速
名 古 屋 区 域	1	名古屋北営業所 名塚中学校 テレビ塔 熱田神宮公園 港 陽 千 竜 元塩公園	北区田幡二丁目 4-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2		西区新福寺町二丁目 1-2	○	○	○	○	○	●	○	○	○
	3		中区錦三丁目 6-15 先	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4		熱田区旗屋一丁目 10-45	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5		港区港陽一丁目 1-65	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6		南区汐田町 1304	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7		〃 元塩町二丁目	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	名古屋市管理局小計			1	7	1	7	3	4 (6)	1	7
東 三 河 区 域	9	豊橋市 管理 測定局	豊橋市今橋町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	8	2	8	3	5 (7)	2	8	
				○	○	○	○	○	●	○	○	
	10	豊川市桜町	豊川市桜町一丁目 3-109	○	○	○	○	○	○	○	○	
				1	1	1	1	0	0 (1)	1	1	
				○	○	○	○	○	○	○	○	
東 三 河 区 域 計				1	2	2	2	0	0 (1)	1	2	
尾 張 区 域	11	稲沢市役所 清須市阿原 豊山町栄児童遊園 あま市稲荷公園 蟹江町八幡	稲沢市稲府町 1 清須市阿原九丁田 192-1 豊山町大字豊場字栄 80 あま市篠田稲荷 76 蟹江町八幡二丁目 13	○	○	○	○	○	○	○	○	
				○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○	○
尾 張 区 域 計				0	5	2	5	2	0	1	5	

区 域	番 号	測 定 局	所 在 地	測 定 項 目								備 考		
				二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ デ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速			
そ の 他 区 域	56	岡崎市 管 理 測 定 局	羽 根	岡崎市羽根町字陣場 47	○	○	○	○	○	○	○	○		
				岡 崎 市 管 理 測 定 局 小 計	1	1	0	1	1	0	0	1		
	57	安城農林高校	愛厚ホーム西尾苑 西尾市役所一色支所 田原市古田町 美浜町奥田 幸田小学校 新城消防署	安城市池浦町茶筌木 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	58			西尾市八ツ面町蔵屋敷 99	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59			〃 一色町前町新田 34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	60			田原市古田町岡ノ越 6-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	61			美浜町大字奥田字儀路 67-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	62			幸田町大字大草字三ツ石 18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	63			新城市平井字新栄 83	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				そ の 他 区 域 計	3	8	0	8	8	2	2	7		
			合 計	24	63	2	63	62	18	13	61			

(注 1) 市町村名及び測定機 (○) は平成 25 年 3 月 31 日現在のものである。
(注 2) ●は平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに設置された微小粒子状物質
の測定機であり、()は平成 25 年 9 月 30 日時点の微小粒子状物質の測
定局数である。
(資料) 環境部調べ

表 5 ばい煙発生施設等に係る規制の概要

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
硫黄酸化物	K値規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	総量規制	大気汚染防止法	名古屋市区及び衣浦区域	特定工場等
	総排出量規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	三河山間部を除く区域	大気指定工場等
ばいじん	燃料使用基準 (重油その他の石油系燃料の硫黄含有率)	大気汚染防止法	名古屋市内の一部区域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
			名古屋市区及び衣浦区域	特定工場等以外の工場・事業場における各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置など)	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
窒素酸化物	濃度規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	金属溶解炉、電気炉(一定用途に限る)又は骨材乾燥炉を設置する工場・事業場
		大気汚染防止法	〃	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
	濃度規制	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領	〃	大気指定工場等に設置するばい煙発生施設
		ディーゼル機関、ガスタربين、ガス機関及びガソリン機関設置指針	〃 (名古屋市を除く。)	ディーゼル機関、ガスタربين、ガス機関及びガソリン機関
有害物質 (窒素酸化物を除く。) * 1 法と条例で有害物質の種類が異なる。	〃	大気汚染防止法	県内全域	各ばい煙発生施設 (法対象施設)
		県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	〃 (法対象施設より小規模な施設等)
	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大気汚染防止法	〃	指定物質排出施設
	揮発性有機化合物	大気汚染防止法	〃	揮発性有機化合物排出施設

* 1 大気汚染防止法で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素、弗素・弗化水素・弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質
鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質
県民の生活環境の保全等に関する条例で定める有害物質は、カドミウム及びその化合物、塩素・塩化水素、鉛及びその化合物、ベンゼン、二硫化炭素、シアン及びその化合物、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル及び酸化エチレンの22物質
* 2 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質
(注) 平成25年3月末現在
(資料) 環境部調べ

区 域 番 号	測 定 局 所	在 地	測 定 項 目										備 考	
			二 酸 化 硫 黄	窒 素 酸 化 炭 素 物 質	一 酸 化 炭 素 物 質	浮 遊 粒 子 状 物 質	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	微 小 粒 子 状 物 質	炭 化 水 素	風 向 , 風 速				
内 陸 区 域	16	瀬戸市陶原町	瀬戸市陶原町五丁目 60	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	17	春日井市勝川小学校	春日井市若草通二丁目 1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	18	日進市上納池スポーツ公園	日進市浅田町西田面 47-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			内 陸 区 域 計											
衣 浦 区 域	19	碧南市文化会館	碧南市源氏神明町 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				衣 浦 区 域 計										
そ の 他 区 域	20	岡崎市朝日	岡崎市朝日町三丁目 36-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	21	矢作	〃 矢作町字馬乗 110-1	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	
	22	大平	〃 大平町字二の沢 67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23	鴨田	〃 鴨田町字広元 306	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	
			そ の 他 区 域 計											
			合 計											
			3	23	7	23	11	4	4	1	1	3	7	21

(注 1) 市町村名及び測定機 (○) は平成 25 年 3 月 31 日現在のものである。
(注 2) ●は平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに設置された微小粒子状物質の測定機であり、() は平成 25 年 9 月 30 日時点の微小粒子状物質の測定局数である。
(資料) 環境部調べ

表 6 粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	〃	〃	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造・補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	〃	〃	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	〃	県民の生活環境の保全等に関する条例	〃	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設
炭化水素系物質	〃	〃	〃	ガソリンの貯蔵施設などの炭化水素系物質発生施設

(注) 平成25年3月末現在
(資料) 環境部調べ

表 7 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、区域別ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法					電気事業法					ガス事業法					鉱山保安法					計
		名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	名古屋	衣浦	東三河	内陸	尾張	
1	ボ イ ラ	1,662	909	942	1,674	1,171	7,938	40	17	2	10	6	6				6					8,023
2	ガ ス 発 生 炉	5			1		6		1			1										7
	焼 焼 炉	8		1			9															9
3	焼 結 炉	3					3															3
	鍛 冶 炉	1					1															1
4	溶 鋸 炉	2					2															2
	転 炉	13	2				15															15
5	金 属 溶 解 炉	86	108	55	126	33	565															565
6	金 属 加 熱 炉	485	188	66	348	55	1,258															1,258
7	石 油 加 熱 炉	40					40															40
8	石油精製用触媒再生炉	2					2															2
8-2	硫黄回収炉	5					5															5
9	セメン ト 焼 成 炉	2	15		12	6	2	37														37
	その他 焼 成 炉	31	174	2	76	5	5	293														293
10	反 応 炉	3	19	9			31															31
	直 火 炉	6	11		1	4	12	34														34
11	骨 材 乾 燥 炉	13	6	8	23	7	17	74														74
	その他 乾 燥 炉	74	72	53	114	20	55	388														389
12	製 鋼 用 電 気 炉	23	3	4			30															30
13	廃 棄 物 焼 却 炉	46	36	25	45	49	39	240														240
	銅等精錬用溶鉱炉																					
14	銅等精錬用溶鉱炉	1	1				2															2
	銅等精錬用乾燥炉																					
15	乾 燥 炉																					
16	塩 素 急 速 冷 却 施 設																					
17	塩 化 第 二 鉄 製 造 溶 解 槽																					
18	活 性 炭 製 造 用 反 応 炉																					
	塩 素 反 応 施 設	3	4				7															7
19	塩 化 水 素 吸 収 施 設	1					1															1
	塩 化 水 素 吸 収 施 設	4	3				7															7
20	ア ル ミ 製 錬 用 電 解 炉																					
21	磷酸質肥料等製造施設	1					1															1
22	弗 酸 製 造 用 施 設																					
23	トリポリ酸ナトリウム製造用施設																					
24	鉛 二 次 精 錬 用 溶 解 炉	4	18	2	4		28															28
25	鉛蓄電池製造用溶解炉																					
26	鉛系顔料製造用乾燥施設																					
27	硝 酸 製 造 用 施 設																					
28	コ ー ク ス 炉	10					10															10
29	ガ ス タ ー ピ ン	2	5		7	19	4	37	254	64	31	122	64	604								641
30	ガ イ ー セ ル 機 関	243	40	27	18	32	18	378	783	143	159	250	176	1,695	5							2,079
31	ガ ス 機 関	5	2		2	1	10	62	22	23	47	27	32	213								223
32	ガ ソ リ ン 機 関																					
	施設数計	2,784	1,616	1,194	2,451	1,402	2,011	11,458	1,139	247	215	429	270	2,592	11							14,063
	工場・事業場数計	893	481	520	597	579	927	3,997	829	154	129	272	204	1,752	3							5,754(766)

(注) 1 平成25年3月末現在 (名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む)
2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。
3 区域は、次の付表のとおりである。
4 工場・事業場数計については、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法に重複して届出をしている事業場数を () 内に内数で示した。
(資料) 環境部調べ

付表

区域区分	
名古屋区域	名古屋市、東海市、知多市、弥富市（一般国道23号以南の地域に限る。）及び海部郡飛島村（一般国道23号以南の地域に限る。）
衣浦区域	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、知多郡阿久比町、同郡東浦町及び同郡武豊町
東三河区域	豊橋市、豊川市（平成18年1月31日における豊川市の区域、平成20年1月14日における旧宝飯郡御津町の区域及び平成22年1月31日における旧宝飯郡小坂井町の区域に限る。）、蒲郡市及び田原市（平成15年8月19日における旧渥美郡田原町の区域に限る。）
内陸区域	瀬戸市、春日井市、豊田市（平成17年3月31日における豊田市の区域に限る。）、小牧市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡
尾張区域	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（名古屋区域に掲げる区域を除く。）、あま市、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡（名古屋区域に掲げる区域を除く。）
その他区域	上記に掲げる区域以外の地域

(注) 区域区分は、特に時点を明示したものを除き、平成25年4月1日における行政区画、その他の区域又は道路によって標示されたものである。

表 8 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	9			9
2	堆積場	550	7		557
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	3,211	76	2	3,289
4	破砕機及び摩砕機	428	2	1	431
5	ふるい	334	3	2	339
	施設数計	4,532	88	5	4,625
	工場・事業場数計	604	1	1	606

(注) 1 平成25年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

表 9 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設（吹付塗装）	159
3	塗装用乾燥施設	28
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	103
5	接着用乾燥施設	21
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	23
7	グラビア印刷用乾燥施設	15
8	工業用洗浄施設	14
9	貯蔵タンク	5
施設数計	施設数	計 373
工場・事業場数計	工場数	計 82

(注) 1 平成25年3月末現在（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市含む。）

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

1 乗用車

100%	48年4月前(未規制)
71%	48年4月(48年規制)
39%	50年4月(50年規制)
27%	51年4月(等価慣性重量1tを超えるもの)(51年規制)
20%	51年4月(等価慣性重量1t以下のもの)(51年規制)
8%	53年4月(53年規制)(0.25g/km)
2.5%	12年10月(12年規制)(0.08g/km)
1.6%	17年10月(17年規制)(0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

100%	48年4月前(未規制)
71%	48年4月(48年規制)
59%	50年4月(50年規制)
32%	54年1月(54年規制)
19%	56年1月(56年規制)
8%	63年12月(63年規制)(0.25g/km)
2.5%	12年10月(12年規制)(0.08g/km)
1.6%	17年10月(17年規制)(0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

100%	48年4月前(未規制)
71%	48年4月(48年規制)
59%	50年4月(50年規制)
39%	54年1月(54年規制)
29%	56年12月(56年規制)
23%	元年10月(元年規制)(0.7g/km)
13%	6年12月(6年規制)(0.4g/km)
4.3%	13年10月(13年規制)(0.13g/km)
2.3%	17年10月(17年規制)(0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

100%	48年4月前(未規制)
70%	48年4月(48年規制)
59%	52年8月(52年規制)
42%	54年1月(54年規制)
29%	57年1月(57年規制)
25%	元年10月(元年規制)(650ppm)
20%	4年10月(4年規制)(5.5g/kWh)
17%	7年12月(7年規制)(4.5g/kWh)
5.3%	13年10月(13年規制)(1.40g/kWh)
2.6%	17年10月(17年規制)(0.7g/kWh)

3 軽貨物車

100%	48年4月前(未規制)
71%	48年4月(48年規制)
59%	50年4月(50年規制)
39%	54年1月(54年規制)
29%	57年1月(57年規制)
16%	2年10月(2年規制)(0.5g/km)
8%	10年10月(10年規制)(0.25g/km)
4%	14年10月(14年規制)(0.13g/km)
1.6%	19年10月(19年規制)(0.05g/km)

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ディーゼル車]

1 乗用車

小型車(等価慣性重量 1.25t 以下) 中型車(等価慣性重量 1.25t 超)			
49年9月前(未規制)	100%		100%
49年9月(49年規制)	80%		80%
52年8月(52年規制)	68%		68%
54年4月(54年規制)	60%		60%
57年1月(57年規制)	52%		52%
注1(61,62年規制)		29%	37%
2年12月(2年規制)(0.5g/km)	21%	26%	4年10月(4年規制)(0.6g/km)
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%	16%	10年10月(10年規制)(0.4g/km)
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%	12%	14年10月(14年規制)(0.3g/km)
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%	6%	17年10月(17年規制)(0.15g/km)
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%	3%	21年10月(21年規制)(0.08g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

副室式	
49年9月前(未規制)	100%
49年9月(49年規制)	80%
52年8月(52年規制)	68%
54年4月(54年規制)	60%
57年10月(57年規制)	52%
63年12月(63年規制)(0.9g/km)	36%
5年10月(5年規制)(0.6g/km)	24%
9年10月(9年規制)(0.4g/km)	16%
14年10月(14年規制)(0.28g/km)	11%
17年10月(17年規制)(0.14g/km)	6%
21年10月(21年規制)(0.08g/km)	3%

(2) 中量車

副室式	直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%
49年9月(49年規制)	80%	80%
52年8月(52年規制)	68%	68%
54年4月(54年規制)	60%	56%
57年10月(57年規制)	52%	49%
63年12月(63年規制)	47%	40%
5年10月(5年規制)(1.3g/km)注2	47%	26%
注3(9、10年規制)(0.7g/km)	25%	14%
15年10月(15年規制)(0.49g/km)	18%	10%
17年10月(17年規制)(0.25g/km)	9%	5%
注8(21、22年規制)(0.15g/km)	5%	3%

(3) 重量車

副室式	直噴式	
49年9月前(未規制)	100%	100%
49年9月(49年規制)	80%	80%
52年8月(52年規制)	68%	68%
54年4月(54年規制)	60%	56%
57年10月(57年規制)	52%	49%
元年10月(元年規制)	47%	42%
6年10月(6年規制)(5.0g/kWh)	46%	35%
注5(9、10、11年規制)(4.5g/kWh)	41%	26%
注6(15、16年規制)(3.38g/kWh)	31%	20%
17年10月(17年規制)(2.0g/kWh)	18%	12%
注8(21、22年規制)(0.7g/kWh)	6%	4%

注1. 〔 61年規制：61年10月手動変速機付車両
62年規制：62年10月自動変速機付車両

2. 規制値の単位のみ変更

3. 〔 9年規制：9年10月手動変速機付車両
10年規制：10年10月自動変速機付車両

4. 〔 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車を除く)
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクタ、クレーン車

5. 〔 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの

6. 〔 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの

7. 17年期規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

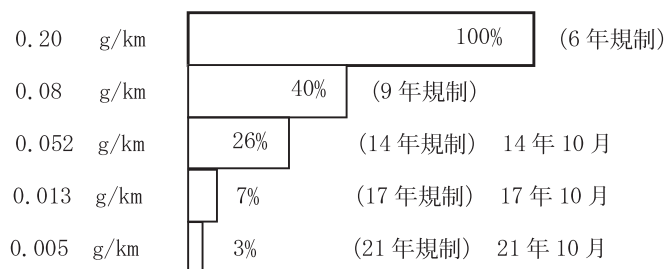
8. 〔 21年規制：21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの
12t超のもの
22年規制：22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの
3.5t超、12t以下のもの

(資料) 環境部調べ

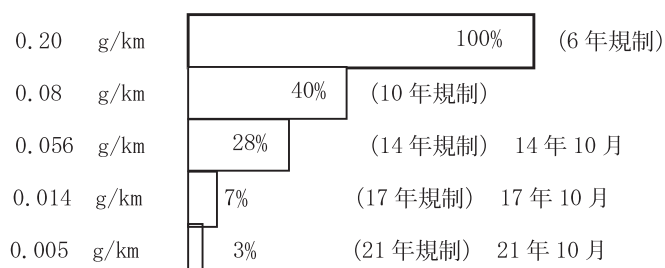
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。

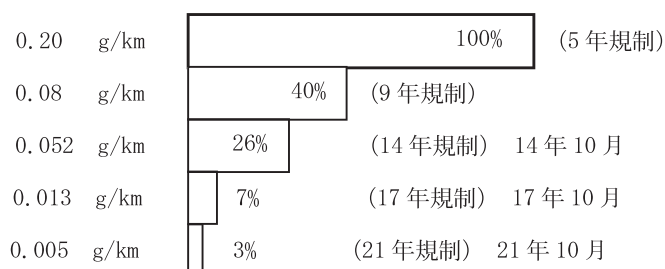
ディーゼル乗用車（小型車）（等価慣性重量 1.25t 以下）



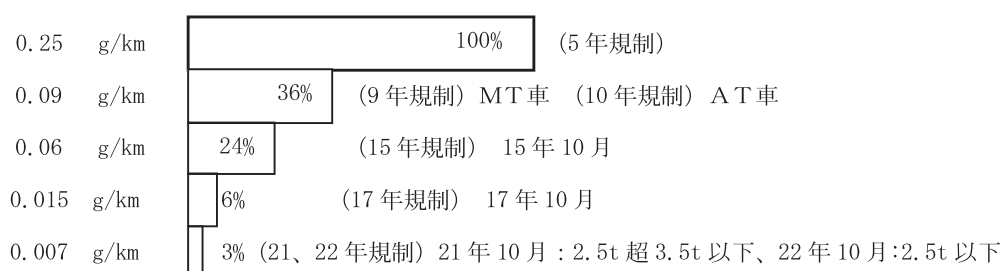
ディーゼル乗用車（中型車）（等価慣性重量 1.25t 超）



ディーゼル軽量車（車両総重量 1.7t 以下）



ディーゼル中量車（車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下）※



ディーゼル重量車（車両総重量 2.5t 超）※

